



## 所得税・町民税

確定申告は3月15日までに

## 児童手当の支給範囲がひろがります

申告期限は、三月十五日  
町民税の確定申告と、県民税の申告が、二月十六日から始まります。

八年前四月一日以後に生まれた児童)であること。  
その人の収入が、一定額(たとえば、扶養親族五人の場合は、二三三万円)この額は、ことしの六月から引きあげられる予定です)に満たないことがあります。

ことし四月より、児童手当を受ける対象となる児童の範囲が、つぎのとおりひろがります。

(1)十八才未満の児童を、

そのうち一人以上が、こ

としの四月一日現在で十

満一人につき三千円となり

ること。

三人以上養育しており、

そのうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

所得税・県町民税所得控除一覧表

種類	所得税	県町民税(見込)	摘要
基礎控除	200,000	160,000	
配偶者控除	200,000	150,000	
扶養控除(1人につき)	140,000	120,000	
但し配偶者がない場合の1人目	150,000	140,000	
老人扶養控除	160,000	140,000	
社会保険料控除	支払額全額	支払額全額	
小規模企業共済掛金控除	△	△	
生命保険料控除	(最高)37,500	(最高)27,500	支払額によって控除額が異なる
損害保険料控除	(△)10,000	なし	△
障害者控除(特別障害者)	10,000 (160,000)	120,000 (140,000)	
老年者、寡婦、勤労学生控除	120,000	120,000	

昭和48年納税相談日程計画

期日	曜	時 間	対象の方、会場等	時 間	対象の方、会場等
2.17	土	9:00~1:200	営業の方で日時の指定されている人		
2.21	水	9:00~1:600	役場		
2.22	木	9:00~1:600			
2.23	金	9:00~1:600			
2.24	土	9:00~1:200			
2.26	月	9:00~1:600	逆谷公民館	9:00~16:00	一般 気比宮公民館
2.27	火	9:00~1:600	蓮花寺公民館	9:00~16:00	一般 上条公民館
2.28	水	8:30~1:700	農業の方で日時の指定されている方役場		
3.1	木	8:30~1:700	農業の方で日時の指定されている方役場		
3.2	金	8:300~1:700	農業の方で日時の指定されている方役場		
3.3	土	8:30~1:200	一般 日吉支所		
3.5	月	9:00~16:00	一般 下河根公民館		
3.6	火	8:30~17:00	役場	9:00~16:00	一般 瓜生公民館
3.7	水	9:00~1:600	藤宮公民館	9:00~16:00	一般 新保公民館
3.8	木	9:00~1:600	上岩井事務所		
3.9	金	9:00~1:200	営業の方で日時の指定されている人役場		
3.10	土	9:00~16:00	農業の方で日時の指定されている方役場		
3.12	月	9:00~1:600	七日市公民館		
3.13	火	9:00~1:600	七日市公民館		
3.14	水	8:30~17:00	役場	8:30~17:00	一般 支所
3.15	木	8:30~17:00	役場	8:30~17:00	一般 支所

小林三郎氏  
区長会長に

歩行者むけ  
安全運転  
【子どもむけ】  
せまい日本  
そんなに急いでどこへ行く  
たしかめて

児童が、身心ともにすこやかに成長することの願いをこめて、昨年一月より児童手当が生まれ、実施され始めています。児童手当の範囲が、つぎのとおりひろがります。

当を受ける対象となる児童の範囲が、つぎのとおりひろがります。

十八才未満の児童を、そのうち一人以上が、ことしの四月一日以上が、ことしの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月から引きあげられる

予定です)に満たない

ことがあります。

児童手当の月額は、こと

し四月から三人以上の児童

のうち、出生順に数えて、

としの四月一日以後に生ま

れた児童)であること。

その人の収入が、一定

額(たとえば、扶養親族

五人の場合は、二三三万

円)この額は、ことしの

六月